

香川県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

香川県議会議長 平木享

香川県議会規則第1号

香川県議会会議規則の一部を改正する規則

香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修正の動議)</p> <p>第24条 修正の動議は、その案を備え、法<u>第115条の3</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては4人以上の賛成者が連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない。</p>	<p>(修正の動議)</p> <p>第24条 修正の動議は、その案をそなえ、法<u>第115条の2</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては4人以上の賛成者が連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない。</p>
<p>(所管事務等の調査)</p> <p>第91条 略</p> <p>2 議会運営委員会が法<u>第109条第3項各号</u>に掲げる事項について調査をしようとする場合においては、前項の規定を準用する。</p>	<p>(所管事務等の調査)</p> <p>第91条 略</p> <p>2 議会運営委員会が法<u>第109条の2第4項各号</u>に掲げる事項について調査をしようとする場合においては、前項の規定を準用する。</p>

附 則

この規則中第24条の改正規定は公布の日から、第91条第2項の改正規定は香川県議会図書室設置条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第70号）の施行の日から施行する。